

コーチに関する規程

第1章 総則

第1条 <目的>

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）の定款第4条第6項に基づき、コーチの養成および認定、登録に関する事項について定める。

- バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上およびコーチの組織化をはかるため、JBAはコーチライセンス制度（以下「本制度という」）を設ける。

第2条 <コーチライセンス制度の意義>

本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること。
- バスケットボール競技の普及発展および強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

第3条 <加盟チームの義務>

JBA加盟チームは、原則として、第4条第1項第1号～第11号のコーチライセンスを有する16歳以上の者（所属連盟で規定されている場合を除く）を、自己のチームに所属するコーチとして、1名以上登録しなければならない。

- JBA加盟チームは、自己のチームに所属するコーチをJBAおよび都道府県協会が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

第2章 コーチライセンス

第4条 <コーチライセンスの種類>

JBAが認定するコーチライセンスの種類は、次のとおりとする。

- JBA公認S級コーチ〔公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）コーチ4〕
- JBA公認A級コーチ〔JSPOコーチ4〕
- JBA公認B級コーチ〔JSPOコーチ3〕
- JBA公認C級コーチ〔JSPOコーチ1〕
- JBA公認D級コーチ
- JBA公認E級コーチ
- JBA公認S（F）級コーチ
- JBA公認A（F）級コーチ
- JBA公認B（F）級コーチ
- ジュニアエキスパート
- キッズサポーター
- キッズサポートリーダー
- キッズサポートマスター
- コーチデベロッパー

- コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

第5条 <コーチの養成>

JBAおよび都道府県協会は、第4条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次の養成講習会を

実施する。

- (1) J B A 公認 S 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (2) J B A 公認 A 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (3) J B A 公認 B 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (4) J B A 公認 C 級コーチ養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (5) J B A 公認 D 級コーチ養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (6) J B A 公認 E 級コーチ養成講習会 (J B A)
 - (7) ジュニアエキスパート養成講習会 (J B A)
 - (8) キッズサポーター養成講習会 (J B A ・都道府県協会)
 - (9) キッズサポートリーダー養成講習会 (J B A)
 - (10) コーチデベロッパー養成講習会 (J B A)
2. 前項の各コーチ養成講習会は () 内が担当する。
 3. 養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。
 4. 養成講習会の受講者としてふさわしくない行為 (J B A 倫理規程第 3 条の違反行為) があったと認められたときは、指導者養成委員会において審査し、受講に関し必要な処分を行うことができる。処分内容については、同倫理規程第 5 条に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて決定する。

第 6 条 <コーチライセンスの認定および登録>

コーチライセンスの認定および登録は、次のとおりとする。

- (1) 第 5 条第 1 項で定めた養成講習会を修了した者または所定の要件を満たしたと指導者養成委員会に認められた者に J B A がコーチライセンスを認定する。
 - (2) 前号により認定されたコーチは、J B A に登録しなければならない。
2. 前項第 1 号の定めにかかわらず、J B A 倫理規程に基づき一定期間の登録資格の停止もしくは再登録禁止の処分を受け、研修プログラムを修了していない者は認定しない。
 3. 本規程第 5 条に定める養成講習会の受講者による J B A 倫理規程第 3 条の違反行為と疑われる事案が発覚した場合、指導者養成委員長は発覚経路や行為内容等を総合的に判断し、違反行為の事実調査前であっても認定を保留とすることができる。当該対象者の認定は、同倫理規程第 5 条に基づく処分がなされ、あるいは、処分をしない決定がなされ、この処分・決定が確定するまでの間、完了しない。
 4. 本項第 1 号の定めにかかわらず、第 5 条第 1 項で定めた養成講習会を受講修了した場合であっても、J B A 倫理規程第 3 条に違反する行為により懲罰 (降級) が科された場合、指導者養成委員会の委員長は、受講済科目の一部ないしは全部を取消すことができる。

第 7 条 <海外コーチライセンス取得者>

日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、J B A が認定するコーチライセンスを希望する場合、J B A の指導者養成委員会の審査を経て、相当するライセンスを認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に審査手数料 5 , 0 0 0 円を支払う。
3. 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B.PREMIER、B.ONE、B.NEXT) 、および一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ (プレミア、フューチャー) に参加するチーム所属の外国籍のコーチ、また、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (B.PREMIER、B.ONE) のユースチーム所属の外国籍コーチに関する特例措置は別に定める。

第 3 章 登録

第 8 条 <登録手続き>

登録は、会員登録管理システム (T e a m J B A) を利用して、所定の期間に個人で申請し、定められた登録料を納める。

第 9 条 <登録料>

登録料は以下のとおりとする。

(1) J B A 公認 S 級コーチ	12,500 円／年
(2) J B A 公認 A 級コーチ	6,000 円／年
(3) J B A 公認 B 級コーチ	5,000 円／年
(4) J B A 公認 C 級コーチ	4,000 円／年
(5) J B A 公認 D 級コーチ	3,000 円／年
(6) J B A 公認 E 級コーチ	1,000 円／4 年
(7) J B A 公認 S (F) 級コーチ	12,500 円／年
(8) J B A 公認 A (F) 級コーチ	6,000 円／年
(9) J B A 公認 B (F) 級コーチ	5,000 円／年
(10) ジュニアエキスパート	5,000 円／年
(11) キッズサポーター	受講料に含む
(12) キッズサポートリーダー	0 円 (当面)
(13) キッズサポートマスター	0 円 (当面)
(14) コーチデベロッパー	3,000 円／年

第 10 条 <登録有効期間>

登録有効期間は以下のとおりとする。

(1) J B A 公認 S 級コーチ	1 年
(2) J B A 公認 A 級コーチ	1 年
(3) J B A 公認 B 級コーチ	1 年
(4) J B A 公認 C 級コーチ	1 年
(5) J B A 公認 D 級コーチ	1 年
(6) J B A 公認 E 級コーチ	4 年
(7) J B A 公認 S (F) 級コーチ	1 年
(8) J B A 公認 A (F) 級コーチ	1 年
(9) J B A 公認 B (F) 級コーチ	1 年
(10) ジュニアエキスパート	1 年
(11) キッズサポーター	5 年
(12) キッズサポートリーダー	1 年
(13) キッズサポートマスター	1 年
(14) コーチデベロッパー	1 年

- 登録有効期間の 1 年は当該年度の 4 月～翌年 3 月とし、E 級コーチおよびキッズサポーターを除き、毎年度更新登録を行うこととする。
- 前項の更新登録にあたっては、各コーチライセンスに定められた更新要件を満たしていなければならない。
- 所定の期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。ただし、J B A が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

第 11 条 <登録抹消手続き>

登録を抹消する場合には、会員登録管理システム (Team J B A) を利用して、返上手続きを行うものとする。

- 本人が前項の手続きを行えない場合には、代理人から書面によって申し出るものとする。
- 登録を返上した場合の登録料の返金は一切行わないこととする。

第 12 条 <養成講習会修了者のうち未登録者のライセンス登録申請基準>

J B A 公認 S 級コーチ～E 級コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満

たす者についてコーチ登録を認める。ただし、上記以外の養成講習会修了者のコーチ登録については、別に定める

- (1) 修了年度より4年以内の者であること
 - (2) 都道府県協会が特に認めた者であること
2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、J B Aにおいて審査し決定する。

第13条<登録証>

- J B A は登録したコーチに対し、登録証を交付する。
2. コーチは競技会等への参加にあたり、J B A が交付した登録証を携帯するものとする。

第14条<コーチライセンス保持者の権利>

コーチライセンス保持者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) J B A が発信するコーチ向け情報の閲覧
- (2) J B A および都道府県協会が実施する研修会等への参加

第4章 研修および更新

第15条<対象および要件>

- コーチライセンス取得者は、コーチライセンス取得後もJ B A または都道府県協会等が開催する各種研修会等に参加し、コーチとしてのレベルアップに努めなければならない。
2. J B A 公認S級コーチ～D級コーチライセンスについては、更新登録のために以下の要件を満たさなければならない。
- (1) 毎年次研修を受講すること。
 - (2) リフレッシュ研修を受講し、ライセンスごとに定められたリフレッシュポイントを獲得すること。ただし、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。
 - (3) 4年に1度、ライセンス別研修を受講すること(2027年度より適用)。
3. J B A 公認E級コーチライセンスについては、毎年次研修を受講しなければならない。
4. 上記以外のライセンスについては、更新要件を別に定める。

第16条<研修の目的>

各研修の目的について、以下の通り定める。

- (1) 毎年次研修は全てのコーチが学ぶべき必須の内容(インテグリティや安全管理に関する内容など)を学べるようにすることを目的に、J B A が開催する。
- (2) リフレッシュ研修は最新の知識や情報等を獲得し、指導現場で活用できるようにすることおよびコーチ同士の情報交換、ネットワーク作りなど相互交流を図ることを目的に J B A または都道府県協会等が開催する。
- (3) ライセンス別研修は取得したライセンスに応じた知識・スキルを習得できるようにすること、また、各ライセンスのカリキュラムは定期的に更新・変更されるため、過去のライセンス取得者にも情報を提供することを目的に J B A が開催する。

第5章 リフレッシュ研修およびリフレッシュポイント

第17条<リフレッシュ研修の基準>

リフレッシュ研修は以下の基準を満たすものとする。

- (1) リフレッシュ研修の目的に添った内容で、講義、実技、指導実習、研究協議などで構成されていること。
- (2) 研修会の時間数が1.5時間以上確保されていること。(休憩時間等は含まない)

(3) 集合形式または別に定める要件を満たしたオンライン形式で実施されること（JBAで実施するeラーニングを除く）

2. JBAまたは都道府県協会以外が開催する研修会についても基準を満たした場合にはリフレッシュ研修として認定することとし、詳細は別に定める。

第18条＜ポイント基準＞

リフレッシュポイントは、受講ポイントと指導ポイントにより構成する。

(1) 受講ポイント

リフレッシュ研修で付与するポイント数は以下のとおりとする。

- ① 1. 5時間の研修会：1ポイント
- ② 1日の研修で付与できるポイントは4ポイントを上限とする。

(2) 指導ポイント

次の要件を満たす場合にはポイントが付与される。ただし、指導ポイントは年間2ポイントを上限とする。

- ① コーチ養成講習会の講師：1ポイント／1コマ（1. 5時間）
- ② リフレッシュ研修の講師：1ポイント／1コマ（1. 5時間）
- ③ カテゴリー別日本代表チームのコーチングスタッフ（年間の活動日数が7日以上の場合）：2ポイント／1年
- ④ ナショナル育成センター、ジュニアユースアカデミーのコーチ（年間の活動日数が3日以上の場合）：1ポイント／1年
- ⑤ 都道府県または地区育成センターのコーチ（年間の活動日数が5日以上の場合）：1ポイント／1年

第19条＜必要ポイント数＞

更新の際に必要なポイントは以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ：2ポイント（2027年度より6ポイント）
- (2) JBA公認A級コーチ：2ポイント（2027年度より6ポイント）
- (3) JBA公認B級コーチ：2ポイント（2027年度より4ポイント）
- (4) JBA公認C級コーチ：2ポイント
- (5) JBA公認D級コーチ：2ポイント

第20条＜ポイント有効期限＞

リフレッシュポイントの有効期間は取得年度を含めて4年間とし、取得日の3年後の年度末（3月31日）に消滅する。

第6章 遵守義務

第21条＜遵守義務＞

コーチは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令およびJBAの各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 選手個々の権利、尊厳および価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと。
- (3) 選手の福利および安全を最優先で扱うこと。
- (4) 選手との相互の信頼を築き敬意をもって接すること。
- (5) 選手が自分自身の行動に責任を持つよう指導すること。
- (6) 自らが指導し推奨する行動が、選手の年齢、成熟度、経験および能力に適合していること。
- (7) 暴力・暴言を用いての指導を行わないこと。
- (8) 暴力・暴言を決して許容しないこと。

- (9) 暴力根絶の努力を継続すること。
- (1 0) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (1 1) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

第 7 章 コーチライセンスの失効・再登録

第 2 2 条 <コーチライセンスの失効>

以下の場合、登録が抹消されコーチライセンスが取り消される。

- (1) J B A より登録抹消の懲罰が科されたとき
- (2) 登録手続きおよび登録料の納付が行われていないとき
- (3) 各コーチライセンスに定められた更新要件を満たしていないとき
- (4) 本人または代理人から返上の手続きがあったとき

第 2 3 条 <復活および再認定の対象>

前条第 2 号～第 4 号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号のコーチライセンスについては、要件を満たした場合、コーチライセンスを復活させることまたはコーチライセンスの再認定を受けることができる。

- (1) J B A 公認 S 級コーチ
- (2) J B A 公認 A 級コーチ
- (3) J B A 公認 B 級コーチ
- (4) J B A 公認 C 級コーチ
- (5) J B A 公認 D 級コーチ
- (6) J B A 公認 S (F) 級コーチ
- (7) J B A 公認 A (F) 級コーチ
- (8) J B A 公認 B (F) 級コーチ
- (9) ジュニアエキスパート
- (1 0) キッズサポートリーダー
- (1 1) コーチデベロッパー

第 2 4 条 <コーチライセンスの復活>

第 2 2 条第 2 号～第 4 号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を満たした場合には、コーチライセンスを復活することができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（ 3 月 3 1 日）までとする。

- (1) 有効期間満了日から 1 年以内に登録手続きおよび登録料納付を行うこと。
- (2) 各コーチライセンスに定められた更新要件を満たしていない場合、必要な更新要件を満たすこと。

第 2 5 条 <コーチライセンスの再認定>

第 2 2 条第 2 号～第 4 号に該当し、コーチライセンスが取り消された場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、コーチライセンスの再認定を受けることができる。その場合のライセンス有効期間は登録手続きを完了した日から当該年度の最終日（ 3 月 3 1 日）までとする。ただし、ジュニアエキスパート、キッズサポートリーダー、コーチデベロッパーについては別に定める。

- (1) 有効期間満了日を過ぎて 1 年以上 4 年以内の者であること
- (2) 各コーチライセンスに定められた更新要件を満たしていること
- (3) 都道府県協会が今後の活動において、そのコーチを特に必要と認める者であること
- (4) 有効期間満了日を迎えた後も指導活動を継続しており、コーチとして引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること

2. コーチライセンスの再認定について、次の条件に該当する者は、コーチライセンスの再認定は認めない。

- (1) 過去に再認定申請を行ったことがある者（ただし、2018年度までの申請は含めない）
- (2) JBAより登録抹消の懲罰が科された者
- 3. 有効期間満了日を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
 - (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
 - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
 - (3) 介護、出産などの理由により、所定の期間に登録を更新することができなかった場合
 - (4) その他JBAが特に認めた場合
- 4. ライセンス再認定に際し、審査料として5,000円を徴収する。

第8章 懲罰

第26条＜懲罰＞

JBAの規律委員会または裁定委員会もしくはJBAの規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、コーチに対して懲罰を科することができる。

第27条＜研修プログラム＞

倫理規程第6条研修プログラム、および規律規程第3章に基づき、研修プログラムの受講については以下の通り定める。

- (1) 懲罰対象者に対し、当協会倫理規程または規律規程によって研修プログラムが課された場合、その内容は、運用細則に従って決定、実施する。
- (2) 本項に定める研修プログラムを受講した懲罰対象者がプログラムの成果を挙げたと指導者養成委員会研修プログラム審査会が認めた場合、指導者養成委員長の承認をもって修了の判定を行う。

第9章 附則

第28条＜補則＞

本規程に定めるほか、コーチライセンスに関して必要な事項は、別に定めることができる。

第29条＜改廃＞

本規程を改正または廃止しようとするときは、理事会の議決を得て、これを行う。

第30条＜所管＞

本規程の所管は、指導者養成を担当する部署とする。

第31条＜施行＞

本規程は、2019年4月1日から施行する。

2020年9月10日一部改定

2022年4月1日一部改定

2023年3月8日一部改定

2026年9月9日一部改定